議 案 第 5 号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第35号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星 野 信 吾

提案理由

非常勤嘱託職員の報酬の改定等を行うため、富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表70の項中「230,780円」を「235,580円」に、「 16,100円」を「16,340円」に、「1,550円」を「1,580円」 に改め、同項を同表72の項とし、同表中69の項を71の項とし、25の項から 68の項までを2項ずつ繰り下げ、24の項を25の項とし、同項の次に次のよう に加える。

| 2 6 | 行政不服審査会委員 | 会長 | 日額 | 16,000円 |
|-----|-----------|----|----|---------|
| | | 委員 | 日額 | 15,000円 |

別表中23の項を24の項とし、15の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、 14の項の次に次のように加える。

| 1 5 | 農地利用最適化推進委員 | 月額 | 31,000円 |
|-----|-------------|----|---------|
|-----|-------------|----|---------|

附則

この条例は、公布の日から施行する。